

平成23年3月31日

取手市および我孫子市にお住まいのお客様 各位 (第3報)

東日本ガス株式会社

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、弊社は平成23年3月31日付けで関東経済産業局に対し、ガス事業法第20条ただし書きの規定により料金その他の供給条件について、すでに認可された災害特別措置に加え、新たな特別措置の申請を行い認可されました。

これは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、平成23年3月14日付けで取手市、3月24日付けで我孫子市が災害救助法の適用を決定されたことによります。

なお、この取り扱いの対象地域は取手市および我孫子市における供給区域内のお客様および他の災害救助法指定区域から公営住宅等に移転され新たにお客様となられた場合に、災害救助法の適用日（平成23年3月11日）まで訴求して適用されます。

記

災害特例措置の内容は、概ね以下のとおりです。

1. 被災地の事業者における特別措置

- (1) 被災によりガスが使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事について、平成23年5月31日までに申込みがあった場合、そのガス工事費は全額事業者の負担となります。
- (2) 被災された需要家の平成23年2月検針分（早収期限日又は支払期限日が災害救助法の適用日（3月11日）以降となるもの）は4ヶ月間、3月検針分は3ヶ月間、4月検針分は2ヶ月間、5月検針分は1ヶ月、ガス料金の早収料金適用期間及び支払期限をそれぞれ延長いたします。
- (3) 被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月

間において、被災された需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除いたします。

2. 被災地以外の事業者における特別措置

- (1) 被災された需要家が、被災を受けた同一場所でなく公営住宅等に移転した場合において、平成23年3月検針分は3ヶ月間、4月検針分は2ヶ月間、5月検針分は1ヶ月、ガス料金の早収料金適用期間及び支払期限をそれぞれ延長いたします。

以上